

厚生労働省
○ 経済産業省 告示第 三 号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第二種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

経済産業大臣 直嶋 正行

環境大臣 小沢 鋭仁

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に
基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称 整理番号

976 ヘキサクロロエタン (2) - 57

977 1, 2-ジブロモエタン（別名EDB又は二臭化エチレン） (2) - 59

978 1, 4-ジブロモブタン (2) - 59

(9) - 2008

9 7 9	1-ブロモプロパン	(2) - 7 3
9 8 0	1, 2, 3-トリクロロプロパン	(2) - 8 3
9 8 1	トリエチルアミン	(2) - 1 4 1
9 8 2	トリエチレンテトラミン	(2) - 1 6 3
9 8 3	ニトロメタン	(2) - 1 9 1
9 8 4	ジメチルジスルファン	(2) - 4 7 7
		(2) - 4 7 8
		(2) - 2 4 2 1
9 8 5	パラアセトアルデヒド	(2) - 4 8 3
9 8 6	トリクロロ酢酸	(2) - 1 1 8 8
9 8 7	ウレタン	(2) - 1 7 1 2
9 8 8	イソプロペニルベンゼン (別名 α -メチルスチレン)	(3) - 5
		(3) - 8
9 8 9	o-ニトロアニリン	(3) - 3 9 2
9 9 0	o-ニトロトルエン	(3) - 4 3 7
9 9 1	2-クロロニトロベンゼン	(3) - 4 4 2

9 9 2	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	(3) - 4 5 5
9 9 3	2-tert-ブチルフェノール	(3) - 5 0 3
9 9 4	4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール	(3) - 5 0 3
9 9 5	tert-ブチル-4-メトキシフェノール	(3) - 6 0 8
		(9) - 1 1 9 9
		(9) - 1 5 3 2
9 9 6	o-ニトロアニソール	(3) - 7 8 7
9 9 7	2, 4-ジクロロフェノール	(3) - 9 0 3
		(3) - 9 3 0
9 9 8	メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート	(4) - 1 1 8
9 9 9	4, 4'-(プロパン-2, 2-ジイル)ジフェノール(別名4, 4'-イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)	(4) - 1 2 3
1 0 0 0	ナフタレン	(4) - 3 1 1
1 0 0 1	1, 5-ジアミノナフタレン	(4) - 3 2 3
1 0 0 2	2, 3, 4, 4'-テトラヒドロキシベンゾフェノン	(4) - 1 5 3 1
1 0 0 3	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名カルベン	(5) - 4 6 5

ダジム)

- | | | |
|---------|---|---------------|
| 1 0 0 4 | キノリン | (5) - 7 9 4 |
| 1 0 0 5 | モルホリン | (5) - 8 5 9 |
| 1 0 0 6 | ジナトリウム = 8 - (3, 3' - ジメチル - 4' - {4 - [(<i>p</i> - ト
リル) スルホニルオキシ] フェニルアゾ} - 1, 1' - ビフェニル -
4 - イルアゾ) - 7 - ヒドロキシ - 1, 3 - ナフタレンジスルホナー
ト (別名 C I アシッドレッド 1 1 4) | (5) - 1 5 1 8 |
| 1 0 0 7 | (4 - {[4 - (ジメチルアミノ) フェニル] (フェニル) メチリデ
ン} シクロヘキサ - 2, 5 - ジエン - 1 - イリデン) (ジメチル) ア
ンモニウム = クロリド (別名 マラカイトグリーン 塩酸塩) | (5) - 2 0 3 3 |
| 1 0 0 8 | フラン | (5) - 3 3 3 4 |